明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍愛媛県松山市大街道三丁目七番地五、最後の住所大阪府泉南市樽井六丁目二二番一七号　被相続人　亡　上西　正市

右被相続人は推定平成二十二年十二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十三年十月二十四日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十一日

奈良県奈良市桂木町一八番五〇六号
相続財産管理人　石黒　哲治

限定承認公告

本籍福岡市博多区住吉五丁目二六五番地、最後の住所福岡市博多区住吉五丁目一五番一四号　被相続人　亡　久芳　政弘

右被相続人は平成二十二年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年十月二十八日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十一日

福岡市博多区住吉五丁目一五番一四号
相続財産管理人　久芳　信子

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年十二月十二日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年十一月十一日

東京都港区赤坂二丁目一七番七号
Tullett Prebon (Europe) Limited
日本における代表者
ティモシー・マーシャル

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年十二月十二日をもって第二種金融商品取引業を廃止する事と致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告致します。

平成二十三年十一月十一日

東京都港区西新橋一丁目一二番六号
株式会社ゼクス
代表取締役　平山　啓行

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、平成二十三年十二月十五日までにお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年十月十二日付官報の号外第二百二十号九十四頁に掲載されています。

平成二十三年十一月十一日

東京都千代田区麹町四丁目一番三号
特定目的会社ソニック・インベストメンツ7
取締役　荒川　和也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十三年十月三十一日付官報号外第二三五号一五〇頁に掲載されています。

平成二十三年十一月十一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
BREジャパン・デット・ホールディングスA特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十三年十月三十一日付官報号外第二三五号一五〇頁に掲載されています。

平成二十三年十一月十一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
BREジャパン・デット・ホールディングスB特定目的会社
取締役　浅子　敏行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額金八十億一千万円を金七十六億一千万円に減少して発行済優先出資総口数十六万二百口を一口に対して五万円をもって十五万二千二百口に強制有償消却することにいたしました。当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十二月十六日までに優先出資証券全部を当社にご提出下さい。

平成二十三年十一月十一日

東京都千代田区麹町四丁目一番三号
特定目的会社ソニック・インベストメンツ7
取締役　荒川　和也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十二月十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十一月十一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
BREジャパン・デット・ホールディングスA特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十五億六千五百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十二月十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十一月十一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
BREジャパン・デット・ホールディングスB特定目的会社
取締役　浅子　敏行

訂正公告

平成二十三年十月三日掲載の株式会社阪村機械製作所に係る定款変更につき通知公告中、「京都府久世郡久御山町下津屋富ノ城四六」とあるは「大阪市旭区高殿二丁目一一番二四号」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年十一月十一日

大阪市旭区高殿二丁目一一番二四号
株式会社阪村機械製作所
代表取締役　中野　孝之

訂正公告

平成二十三年九月二十九日掲載の合同会社アズールに係る組織変更公告中、商号「合名会社アズール」とあるは「合同会社アズール」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年十一月十一日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二五	上	一二	「。以下同じ。」	「。以下同じ」
同日（同号外）厚生労働省告示第三百三十九号（厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件）（印刷誤り）				
三〇	下	二四	「第4」	「の第4」
三一	下	一三	「第三号中「毎年十月一日」を第三号中「毎年十月一日」」	
平成二十三年九月二十九日（号外第二百十号）公布環境省令第二十号（南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三一	下	一五	第三号中「毎年十月一日」を	
平成二十三年九月二十二日（号外第二百六号）厚生労働省告示第三百三十一号（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）（原稿誤り）				

◉号外　十一月十日付特第五〇号ニ
政府調達第二一二号八〇ペ
一日付参会第二号二ページ

ページ●同月十一日付第二四三号九六ページ●同日付
ージ●十月二十日付衆会第一号一六ページ●同月二十

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）